

2021.3.10

(件名) 日本への帰国・入国に係る新たな水際対策措置（3月19日以降：従来の措置の徹底及び検査証明書で認める検査法の追加）

#### 【ポイント】

- 10日、厚生労働省は、日本への帰国・入国に係る新たな水際対策措置を発表しました。
- 日本人を含む全ての帰国・入国者は、引き続き、出国前72時間以内に検体を採取した新型コロナウイルス感染症検査証明書（陰性証明書）の提出が必要です。
- 3月19日以降、日本帰国・入国の際に、上記検査証明書を提出できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。
- 出発国での搭乗前に検査証明書を所持していない場合は、航空機への搭乗を拒否されません。
- 今般、新たに認められる検査法が以下2のとおり追加されました。

#### 【内容】

1 10日、厚生労働省は、日本への帰国・入国に係る新たな水際対策措置を発表しました。詳細は以下のサイトでご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

2 検査証明書の所定フォーマットが一部改定されました。3月19日以降に帰国・入国される方は以下のリンクのフォーマットをご使用ください。（認められる検査法の選択肢が3個から8個（TMA法、TRC法、Smart Amp法、NEAR法、次世代シーケンス法が追加）に変更されました。その他の変更はありません。

日本語：<https://www.mhlw.go.jp/content/000728923.docx>

英語：<https://www.mhlw.go.jp/content/000728924.docx>

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>